

外国人漁業の規制に関する法律第2条第7項の農林水産大臣の指定する船舶を定める件
(平成17年5月6日 農林水産省告示第856号)

外国人漁業の規制に関する法律（昭和42年法律第60号）第2条第7項の規定に基づき、同項の農林水産大臣の指定する船舶を次のように定め、同法の施行の日（昭和42年10月12日）から施行する。

- 一 船舶法（明治32年法律第46号）第1条第三号及び第四号に掲げる法人以外の日本法人が所有する船舶
- 二 船舶法第1条第一号若しくは第二号に掲げる者又は日本法人が借り受け、又は国内の港から外国の港まで回航を請け負った船舶